

第284回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和3年9月9日（木） 14:00～15:45
2. 通知年月日 令和3年8月31日（火）
3. 公示年月日 令和3年8月31日（火）
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 3階 302～305会議室
5. 出席者（委員） 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、浅川委員、岡村委員、山外委員、五島委員、松下委員
（事務局） 吉田事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、渡辺係長、山下係長、遠山主任技師
（県） 漁業振興課 松本企画監
〃 漁業調整班 光永係長、伊藤主任技師、円口技師
6. 議題
 - 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）
 - 第2号議案 小型いかつり漁業（県内）の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて（諮問）
 - 第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）○その他

7. 議 事

(開 会)

事務局

ただ今から、第284回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。まず、委員会開催にあたりまして会長よりご挨拶申し上げます。

会 長

(会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局から報告願います。

事務局

本日は、委員の皆様がご出席されておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は漁業振興課から第1、2号議案説明のため漁業振興課漁業調整班から光永係長、伊藤主任技師、円口技師が出席しておりますので紹介します。

会 長

これより議事に入ります。本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。本日の議事録署名人は、吉本委員と松尾委員にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

○第1号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）」

○第2号議案

「小型いかつり漁業（県内）の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて（諮問）」

○第3号議案

「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」

○その他

となっております。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び

許可の有効期間について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第1号議案について、お手元の資料の3ページをご覧ください。県から諮問文がまいておきますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

また、お手元の資料の5～17ページに関連する資料を添付しております。担当者から説明いたします。

県担当者
（漁業振興
課漁業調整
班）

以下の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び有効期間について、説明。

- ・ さわら流し網漁業（橘湾地区②）
- ・ 一重さし網漁業（西彼南部海域②）
- ・ 小型いかつり漁業
- ・ 小型いかつり漁業（県外）
- ・ 1 そうまきいわし、あじ、さばまき網漁業（橘湾海域）
- ・ 1 そうまきいわし、あじ、さばまき網漁業（長崎県南部海区）

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご質問、ご意見等ございませんか。

五島委員

許可の有効期間については、5年のものはこの公示の諮問には入れなくて良いのでしょうか。

県担当者

委員のおっしゃる通り、規則の規定通りに有効期間を発給するものについては、漁業調整委員会の意見を伺わなくても、自動的に有効期間が設定されることとなっております。

五島委員

許可の申請期間を10月1日までにしている、1か月以上は取れていないという説明でしたが、小型いかつりの他県の船について、その期間で大丈夫なのでしょうか。

県担当者 県外のいかつりにつきましては、委員会の日程との兼ね合いもあり、1 か月の期間をとると、許可申請書の審査期間が十分とれないということで今回短縮しておりますが、関係県へは、事前に事務連絡において、申請書類の準備を進めておいていただきたい旨を通知しておりますので、事務手続き上は問題ないと考えております。

会 長 他にご質問等ございませんか。

(意見等なし)

会 長 ご意見等もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 ご異議もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、第2号議案「小型いかつり漁業（県内）の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて（諮問）」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局 第2号議案について、お手元の資料の19ページをご覧ください。県から諮問文がまいっておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料の20～21ページに関連する資料を添付しております。担当者から説明いたします。

県担当者
(漁業振興
課漁業調整
班)

- ・小型いかつり漁業(県内)の新規許認可に係る制限措置等の公示の内容を定める手続きについて、改正漁業法の下では、関係海区漁業調整委員会の意見を聞くこととされており、原則通りでは、新規許可を要する度に県内4海区の漁業調整委員会への諮問が必要となっている。
- ・この通りの運用を行うと、4海区の漁業調整委員会の答申を受け、制限措置等の公示を行い、許可申請を受けるという流れになり、相当の期間を要するため、漁期を逸脱する事態が発生すると見込まれる。
- ・この事態を回避するため、以下のとおり運用することとしたい。
 - ・新規許可の要望があった漁業者の所属する海区以外、県から漁業調整委員会への制限措置等の諮問は所略する。
 - ・要望があった漁業者が所属する海区単位で、漁業を営む者の資格(住所要件)を区分し、制限措置を公示する。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

五島委員

少し分からなかったのですが、本庁専決許可はもう無くなったのでしょうか。

県担当者

ございます。

五島委員

県南の方が許可申請をした場合、長崎県南部海区漁業調整委員会に諮問して処理していこうということですよ。

例えば、県南の方が小型いかつりの許可を取得したら、その方は五島や壱岐・対馬の規制に従えばそこでも操業できますよね。

県担当者

そうです。

五島委員

他の海区でも操業するけど、手続きは所属する海区の漁業調整委員会にだけするというので、大丈夫かなと少し心配です。県南の人は県南海区でしか操業できないのであれば分かるのですが。これは水産庁には確認されたのですか。

県担当者

この諮問の省略につきましては、制限措置のどのような部分を諮問するか、あるいはこの内容で問題ないかということを含めて全ての海区漁業調整委員会に包括承認していただければ、その都度部分的には諮問しなくても良いということは回答いただいております。

委員ご指摘の、県南の漁業者の要望があつて、長崎県南部海区漁業調整委員会のみで諮問することが、他海区に対して調整上問題ないのかという点ですが、これについては、21 ページに記載しております通り、元々いかつり漁業は自由漁業であり、随時許可を発給してきており、隻数制限等をしてきたわけでもございません。年によっていかの好不漁もある中で、要望のある漁業者に許可を割り振ってきたという経過があり、他海区の意見を聞くという部分を省略しても問題はないのではというところで、旧規則のスムーズに許可を発給する方法に近い形を担保できればということで、こういった形の運用を提案させていただいております。

五島委員

水産庁の回答は、県下統一の許可のため、一旦全海区に許可の内容について説明をした上で、承認をもらえれば、許可申請にあたっては単海区ごとの諮問で構わないということでしょうか。

県担当者

そういった内容であつたと理解しております。

五島委員

では、一旦全部の海区から、この許可の公示の内容について承認を受けておけば、後の具体的な許可申請に対する公示の諮問については、単海区に任せて良いと、そのような手続きになっていますか。

県担当者

その都度都度の数以外の部分については、1号議案で諮らせていただいた県内の小型いかつり漁業の許可の制限措置の通りでして、数だけが都度要望によって変わるため、公示するとなっておりますので、その辺りを包括承認していただいて、数のみを関係海区漁業調整委員会に諮問させていただくという形で、今回の運用案を提案させていただいているところです。

五島委員

県下統一の許可であれば、全海区漁業調整委員会への説明・承認を得た上で、その後単海区の諮問でやっていくという話だと思ふのですが、

その全海区漁業調整委員会の承認を得るという手続きが、この流れの中では抜けているのではないかと思うのですが。

県担当者

この2号議案の内容については、他の3海区の漁業調整委員会へもすでに諮問しており、了承いただいております。説明が抜けておりました。申し訳ありません。

事務局長

20ページをお開きいただきまして、漁業法改正の前までの新規許可の手続きとしましては、上段の図のとおり、必要に応じて、いかつり協議会や各海区組合長会等へ意見を聞くことがあるにしましても、制限または条件等は従前のままですので、県の方で審査をしまして、許可を出すという流れでございました。

これが、漁業法改正後では、大臣許可漁業の規定が知事許可漁業においても適用されましたので、新規許可にあたっては、海区漁業調整委員会に諮問し、承認を受けてから必要な数を公示して、県が初めて許可の事務に入るといった流れになります。

ただ、いかつり漁業については、もともと漁業調整問題といった大きな問題を抱えておらず、操業海域が全県下ということで、4海区の漁業調整委員会に諮らないといけない、これには相当な日数を要するものですから、従前並みとまではいきませんが、できるだけ速やかに許可の発給手続きを進めて参りたいということで、このやり方につきまして、今回4海区の漁業調整委員会のご了解をいただくため、県から諮問をさせていただいております。これが大きな趣旨でございます。

五島委員

今回はこの20ページの下段の表の右から2つ目の県南の部分になるのでしょうか。

県担当者

今回の1号議案については、この20ページの下段の通り、原則に沿って全ての海区漁業調整委員会に諮問させていただきました。次回から、21ページのような省略の手続きでやらせていただきたいという諮問でございます。

五島委員

新しいいかつりの許可の手続きというのは、全海区漁業調整委員会の承認が得られれば、その後は単海区の手続きで構わないということですか。

よね。更新は来年ですか。

県担当者

更新は来年 11 月頃でございます。ただ、継続許可の規定が適用されて、現在許可を受けている者が、同じ内容で許可を次の 5 年も許可を受けようとする場合は、海区漁業調整委員会の諮問は経ずとも、県への申請のみで許可ができるということになっておりますので、追加等がない限りは、海区漁業調整委員会へご意見を伺うことはないかと考えております。

ただし、光力規制等の見直しであるとか、条件の内容を見直す場合があれば、全海区漁業調整委員会のご意見を伺うこととなりまして、委員会を軽視するものではございませんので、ご理解いただければと思います。

五島委員

許可内容が変わらないのであれば、一斉更新でも許可の説明とかはしないということですか。

県担当者

おっしゃる通りです。他の許可も同じ扱いです。

同じ方が継続される場合は、旧規則の手続きと同じで、申請書をいただいて県が審査し、同じ内容であれば、また 3 年なり 5 年なり規定の通りの許可を出すということでございます。

五島委員

分かりました。

事務局長

許可が得られるか否かということは、漁船漁業者の方の経営にとっても、投資をする際にも、非常に障壁になっていたということで、改正漁業法の中で、承継なりの手続きが措置されたということで、以前の漁業法と違うところでございますので、補足いたします。

会 長

よろしいでしょうか。

他にご意見等ございませんか。

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、第 2 号議案「小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続

きについて（諮問）」については、諮問原案どおり運用して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

ご異議もないようですので、第2号議案「小型いかつり漁業（県内）の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて（諮問）」については、諮問原案どおり運用して差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針の変更について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局

第3号議案について、お手元の資料の24ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

お手元の資料の26～45ページに関連する資料を配布しておりますので、県担当者から説明いたします。

県担当者
（漁業振興
課資源管理
班）

・令和5年度までに現在の資源管理計画を資源管理協定へ移行する必要がある中で、協定へ移行するためには、県資源管理方針に対象魚種が位置づけられている必要があり、今般、新たにひらめ、がざみ、くるまえびを追加するもの。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

松下委員

ご説明の中で、島原からの要望で協定に移行をしていくというお話でしたが、例えばひらめなんかは県北地域でも水揚げが多い魚種だと思いますが、そちらが協定に移る時には支障等ないのでしょうか。

県担当者

今回、島原からの要望で県資源管理方針の中にひらめを追加しておりますが、これについては、日本海・東シナ海系群として目標を掲げてお

り、この目標に沿った取り組みを行っていただくこととなります。

県北の方も協定への移行手続きが可能となるということになり、島原の方のためだけにひらめが追加されているという訳ではございません。

松下委員

県北の方もそれでいいよというご意見ということでしょうか。

県担当者

県北、対馬、五島の海区漁業調整委員会にも、この内容を諮問させていただいております。

松下委員

分かりました。

もう一点教えてください。資源管理計画の方向性の記載で、「国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする」と断言されていますが、個人的にはあまりよろしくないと考えていて、例えばひらめなんかは、日本海西部から東シナ海までの大きな系群の資源の動向で決めようとしていて、各県・各地域のデコボコは関係ないような形で、資源管理をしようとしているように聞こえてしまうんですね。むしろ、各県・各地域で取り組むのであれば、そちらの解像度のより細かい資源管理の方向性を第一にすべきだと考えます。ですので、「資源管理の方向性とする」ではなく、「方向性とする場合がある」といったような書きぶりにした方が良いのではと思いました。

県担当者

この記載ぶりについては、水産庁から示された例を参考にさせていただき、水産庁にも相談しながら、今回記載させていただいたものでございます。ご意見につきましては、今後この3種以外にも方針の中に追加していくこととなりますので、参考とさせていただきます。

松下委員

ぜひお願いします。国の資源評価の結果というものが、必ずしも長崎県の水産業に当てはまらない場合もあると思います。そこは慎重にご検討いただければと思います。

県担当者

冒頭でご説明しましたが、改正漁業法の大きな論点として、4本柱ある中の1つとしてTAC魚種の拡大というものがございました。この中で、現行全国で8種、本県関係で6種ありますが、MSY ベースの資源評価や

漁獲量が大きいものから抽出して、15種をまず第1陣として、漁業者の方の理解を得ながら、TACの拡大を進めていこうという工程が示されています。その第1陣の中にひらめが入ってございます。これがこれから本県の主要な漁獲を占めると判断されれば、本県もいろいろと意見を具申していくのですが、TACにしていこうという流れが醸成されてきますと、国の資源管理基本方針の方で、現在やられているあじ、さば、いわしと同じく、国が方針建てをすることとなります。それに基づいて、本県もTACという大きな枠組みの中で、県資源管理方針の中できちんと目標を設定して、これにリンクする形で協定においても、その目標の達成に向けて漁業者の方に取り組んでいただくという流れになっていきます。

松下委員

お考えはよく分かりますし、今後の漁業法の進め方についても分かりますが、あじ、さば、いわし、まぐろといった回遊性の資源とそれほど移動のないこういった資源を同等に扱うのはどうなのかなと思った次第です。

事務局長

委員のおっしゃる通り、ご心配いただいている通りで、本県では多種多様な漁業で漁獲しておりますので、非常に管理が難しいということがございます。また、現在一番議論されておりますカタクチイワシでは、漁業分野に留まらず、煮干しの加工産業や他の関連産業等、色んなところに影響があるということで、漁連や各漁協の方々と一緒に国に対して様々な形で現場の状況をお伝えしているところです。

公的規制という形にはまってしまうと、特にくろまぐろでは本県漁業者の方々には非常に苦勞されております。その前段で様々な動き方をして、浜の事情をお伝えし、納得して受け入れられる制度に持っていきたい、と県としては考えておりますので、補足いたします。

会長

他にご意見等ございませんか。

吉本委員

県資源管理方針の内容について、不十分な点があると感じています。遊漁者の方への指導について、協力していただくよう指導するという記載がありますが、果たして協力していただけるのか、疑問に思っています。特にがざみについては、たもすくい漁等があり、自由漁業である中

で、漁業者でない方が有明海では非常に多く、加えて沿岸県とも調整をやっているところです。漁業者が自主的な資源管理や種苗放流等をやっている中、遊漁船が横行している状況で、漁獲量をきちんと追えるのかも心配しています。

また、資源管理については、種苗放流、環境整備もセットだと考えています。

県は資源管理計画から協定への移行を推進する立場でおられますが、私はまだまだ浜回りが不十分だと感じています。自主的な休漁や漁獲制限をしますが、そこには履行確認といった実績の報告が義務付けされています。それによって逆に漁家収入が減少することも考えられます。カラー資料の「協定に参加する漁業者が漁業収入安定対策に加入することができる」という意味がよく分からなかったのですが、収入減少のリスクを負わせるのであれば、協定移行の端的な説明だけではなく、こういったことも理解していただくように努めていただきたい。

企画監

ご意見ありがとうございます。

いくつかお話がございましたが、まず遊漁の関係で、おっしゃる通り漁獲量の把握が現状なかなか難しい状況ではありますが、遊漁者に対しては、県資源管理方針28ページの第6の4に記載のとおり、漁業者以外の方についても協力をお願いするというのがまず一点でございます。

また、環境整備については、方針の中では個別具体的に論じてはおりませんが、漁場環境整備関係の部署の方に確認させていただければと思います。

休漁日による収入減少に関しましては、協定参加が収入安定対策の加入の条件になりますので、目の前の収入の減少に対しては難しいのかもしれませんが、制度上の支援はございますので、ご理解いただきたいと思います。

浜回りが不十分というご意見については、その通りと思っております。我々としましても、今ご説明した資源管理方針のみならず、新しい資源管理が並行して進められている中で、ご疑問の点等に機会を捉えながら浜回りの実施をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長

他にご意見等ございませんか。

岡部委員

まず最初に、今回ひらめ、がざみ、くるまえびと追加され、がざみとくるまえびについては有明海が主体の魚種ですが、ひらめについては全県的に対象魚種としていると思います。ここに魚種名が記載されることによって、記載されていない魚種との違いが何かあるのか、教えてください。

県担当者

端的に申しますと、資源管理協定を策定するためには、方針に魚種の記載がないと策定できないというところです。この方針に則って県が資源管理協定を認定していくという流れになります。

岡部委員

国が定める特定水産資源については、国が定めているので記載されて当然と思っているのですが、任意で方針に追加していく魚種については、漁獲情報の把握等、どのようにやっていくのか、懸念があります。

今回は要望があって追加されていますが、また別の所から要望があって追加となっていくと、漁獲情報収集体制をきちんと整理しておかないと追いついていけないのではと考えます。

もう一つは、先ほど吉本委員からもありましたが、遊漁での利用、漁業者以外の利用も多い魚種については、漁業者だけの情報では何の意味があるのかとなるので、どのように情報を取っていくのかという点です。先日水産庁の調査で、野母崎の遊漁船2隻のサンプルを依頼して、そこに魚種・数量の情報収集に協力いただきたいという話が来ていると伺っています。国も遊漁の資源に与える影響も把握しようという動きはありますが、現状はまだ情報がしっかり取れていない。漁業者サイドから見るとそういった点がありますので、この辺の整理がきちんとできていないと、紙面上の協定が先走りにならないかと懸念を持っていますので、今後の魚種の追加についてはより慎重に対応をしていただきたいと思います。

県担当者

委員がおっしゃいましたが、今後、資源管理計画を全県的に協定に移行していきますが、6月末の時点で251計画ございます。これを令和5年度までにスムーズに移行していくという作業を進めていかないとはいけないのですが、協定で対象とする魚種についての精査については、今後浜回り等を含めて地域の実情を把握した上で検討して参りたいと思

います。

岡部委員

これまでに、長崎県として何を先に記載していきましようかという意見交換がなされた上で、魚種が追加されているのであれば、私も抵抗がありませんが、長崎県として、魚種を増やしていかなければいけないということ浸透させていかなければならない、そして、TAC 管理の対象になっていきますよという周知を図らなければいけないと思います。

これまでの資源管理計画の場合は、魚種管理と漁法管理の二本立てで、休漁や漁具規制が主体でしたが、今後は協定という形になることと、TAC 対象魚種になっていくということで、漁獲情報の収集がものすごく大事になってきますので、その対象魚種を何にするのかというのを先にごんごん出していただいた方が話をスムーズに進めていけるのかなと思っています。

県担当者

委員のおっしゃる通りだと思います。資源管理指針の方もよくご存じかと思いますが、その時は、本県の漁業種類をまず最初に整理し、そのデータのマスター版に必要なものを追加していくという形を取らせてもらいました。今回、改正漁業法に伴ってまず TAC 種、それから今回は島原の方が協定を早めて作らないといけないというご事情もありましたので、今回代表魚種を浜回りした上で聞かせていただいたところです。今後県下で 250 計画あるのですが、この代表魚種の実態というものを改めて調査しまして、必要性の高いものから随時追加していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

山外委員

今回、このひらめ、がざみ、くるまえびが追加される案が示されていますが、この委員会で承認したらすぐに追加されるのですか。

県担当者

現在、県内すべての海区漁業調整委員会にこの現案を諮問させていただいておまして、各委員会からの答申をいただき、水産庁に承認申請をして認められれば正式に追加されるという流れでございます。

会 長

他にご意見等ございませんか。

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は諮問原案どおり変更して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、その他の件とします。

委員の皆様から何かありますか。

（特になし）

会 長

事務局から何かありませんか。

事務局

（次回開催案内（10月頃予定）

会 長

それでは、これをもちまして、第284回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

<閉 会>

（9月9日 15：45終了）